

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第7号

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則  
(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(昭和45年香川県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後           |   |   | 改正前           |   |          |
|---------------|---|---|---------------|---|----------|
| 別表(第2条、第3条関係) |   |   | 別表(第2条、第3条関係) |   |          |
| 所             | 在 | 地 | 公             | 署 | 級別<br>区分 |
| 略             |   |   | 略             |   |          |
| 略             |   | 略 | 略             |   | 1級地      |
| 高松市女木町107の2   |   | 略 | 女木駐在所         |   |          |
| 丸亀市本島町泊480の3  |   | 略 | 本島駐在所         |   |          |
| 丸亀市広島町江の浦440  |   | 略 | 広島駐在所         |   |          |
| 略             |   |   | 略             |   |          |

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成23年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則  | 附 則  |
| 5 第2項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第11条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員であって施行日において給与条例第11条の3第1項に規定する準特地公署(以下「準特地公署」という。)に該当することとなった公署に在勤する者にあつては当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、 | 5 第2項の規定に基づき特地公署とされた公署に在勤する職員の給与条例第11条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員であって施行日において給与条例第11条の3第1項に規定する準特地公署(以下「準特地公署」という。)に該当することとなった公署に在勤する者にあつては当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第4条第2項若しくは第3項又は第5条第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、 |

準ずる手当経過措置基礎額に100分の1（施行日前に給与条例第11条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して4年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、0）を乗じて得た額に施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

準ずる手当経過措置基礎額に100分の1（施行日前に給与条例第11条の3第1項に規定する公署を異にする異動の日（その職員が改正後の規則第5条第4項第1号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して4年に達した場合及び施行日から平成26年3月31日までの期間内に異動の日から起算して4年に達した場合におけるその4年に達した日後については、0）を乗じて得た額に施行日から平成24年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。